

## 新潟市秋葉区農業委員会 10 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 10 月 31 日（火）午後 3 時 30 分から午後 4 時 10 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (13 人)

会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

1 番	坂上 静男
4 番	高野 謙一
10 番	笠原 綱生

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

5 番	阿部 信行
6 番	高橋 昇

### 第 2 議事

議案第 19 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 20 号	農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について
議案第 21 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	買受適格証明書の交付について（法第5条届出）

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫
農政振興係	梅川 美栄子

佐藤事務局長	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度10月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、1番坂上委員・4番高野委員・10番笠原委員の3名から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長（小倉会長）	それでは、最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので5番・阿部委員、6番・高橋委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 19 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 19 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

農地中間管理機構に貸し付ける案件になっております。

新津地区で 5 件、筆数 15 筆、面積 24,107 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

2 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について、依頼案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 29 年 11 月 15 日となります。

3 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

議長 それでは、次に移ります。

議案第 20 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、議案第 21 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、

事務局  
(笹川副主幹)

一括して事務局の説明をお願いします。

それでは、これより本案件の説明をいたします。

本日の案件は、農地法第4条が1件、第5条が1件で合計2件です。

議案書の4ページから説明いたします。

議案第20号農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明致します。

議案書番号1です。

七日町地区で畑1筆、約10アールを資材置き場として転用し、利用するための転用許可申請です。

申請地は住宅化が進むことが見込まれ、既に住宅化が進んでいるところに近接する区域であり、以前より隣接するコンクリート製品会社に頼まれ、無許可で製品置き場として使用させていました。

最近になり、この農地を勝手に製品置場に利用することは無断転用であったことに気づき、このたびの申請に至ったもので、始末書付きとなっています。

申請地は、既存住宅、県道新潟中央環状線及び1級河川小阿賀野川に囲まれ、10ha未満の広がりの農地の中にあることから第2種農地に該当し、申請地周辺に代わる農地以外の土地及び第3種農地が存在しないことから許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

続きまして、議案書の5ページをお願いします。

議案第21号農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明いたします。

議案書番号1です。

天ヶ沢地区で、譲受人の子が譲渡人である親の土地畑2筆、約4アールを使用貸借権の設定をし、個人住宅を建築するためのものです。

申請地は市街地に近接する既存の住宅、一般県道新津・小須戸線及びJR信越本線に囲まれた10ha未満の広がりの農地の中にあることから、第2種農地に該当し、申請地周辺に代わる農地以外の土地及び第3種農地が存在しないことから許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

以上、この2件についてご審議願います。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんでしたので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成 29 年 10 月 26 日に開催されました農地部会での調査内容について報告します。

今月の付託件数については、農地法第 4 条許可申請の委員会処分決定が 1 件、農地法第 5 条許可申請の委員会処分決定が 1 件の合計 2 件です。

では、議案書 4 ページ 1 番の案件です。

まず、本件の譲受人の代理人 A さんに対し申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、親が兄弟同士で分散した農地を交換したりして、家の近くに集約していたところ、その中で、アドバンス会社からコンクリート製品置場としての使用申請があり、許可をしたとのことでした。

その際、農地の借用だけで農地法の手続きを踏まず現状に至ったということでした。

この件に関し、吉田委員から借地料はいくらですかという質問に対しては、有償ですが金額はわかりませんとのことでした。

転用が許可になった場合は申請どおり確実にを行うよう指導し、申請代理人もこれを承諾しました。

では、議案書 5 ページ 1 番の案件です。

次に、本件の譲受人の代理人 B さんに対し申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、現在、譲受人は東区にお住まいですが、将来を考え親と相談したところ、地元の家を建てる方向で検討することになり、当該地を申請されたということでした。

転用が許可になった場合は申請どおり確実にを行うよう指導し、申請代理人もこれを承諾しました。

以上、部会審議 2 件の調査報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんでしたので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 20 号及び議案第 21 号は、原案のとおり決定しました。

議長 それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画（案）について  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
農地法第 4 条転用届出に関する受理について  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について  
買受適格証明書の交付について（法第 5 条届出）  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局  
(白川係長) 議案書の 6 ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画案についてであります。  
新津地区で 5 件、筆数 15 筆、面積 24,107 m<sup>2</sup>であります。  
続いて 8 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が 1 件であります。  
以上です。

事務局  
(笹川副主幹) 9 ページをお願いいたします。  
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
であります。  
記載のとおりの内容で 4 件受理いたしました。

10 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。  
記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

11 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。  
記載のとおりの内容で3件受理いたしました。

12 ページをお願いします

報告事項、買受適格証明書の交付について、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思えます。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成29年度10月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 阿 部 信 行

署名委員 高 橋 昇